

風水害等に伴う避難情報発令時における 臨時休園等の取扱いについて

近年全国的に風水害等による被害が多発している状況を踏まえ、園児・保護者及び職員等の安全確保を図る観点から、保育所等の避難情報発令時における臨時休園等の取扱いを下記の通り定めましたので、お知らせ致します。

1 「警戒レベル3(高齢者等避難)」発令時の対応

発令区域内の保育所等は、通常どおり開園としますが、家庭保育のご協力や早めのお迎えをお願い致します。

また、レベル4への移行に備えた準備を行って下さい。

2 「警戒レベル4(避難指示)」発令時の対応

発令区域内の保育所等に限り休園とします。

●開園前に発令された場合

①午前6時の時点で発令されていれば休園とします。

②警戒レベルが3以下となった場合は開園します。

●開園中に発令された場合

①直ちにお迎えをお願いします。

②すべての児童が降園したら休園とします。

③警戒レベルが3以下となった場合は開園します。

●警戒レベル3以下となった場合の開園について

公共交通機関等の運行状況・施設内外の安全確認・保育士等の確保状況を踏まえ、開園の判断をします。園からの連絡を待って下さい。

保育園からのお願い

- ・緊急時(避難情報発令等)に備え、常に連絡が取れるようにしておいて下さい
- ・避難情報に十分注意し、警戒レベルが3に達した時点で、早めにお迎えに来れる態勢を整えて下さい
- ・避難情報発令時は園からモバイルメールを発信しますので通知をご確認下さい
- ・求職中の方、育休中の方、お仕事が休みの方は家庭保育にご協力をお願いします